

# いじめ防止等のための学校基本方針

令和5年4月改定

丹波市立南小学校

## 1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりか、心身の健やかな成長や人格形成にも大きな影響を及ぼすおそれがある重大な人権侵害事象である。また、同調したりはやしたてたりする「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在もいじめを許すもとになる。

本校では、「いじめはどの学年にも、どの子にも起こり得る」という認識を持ちつつ、学校内外でいじめを絶対に許さない姿勢で指導に当たることとする。また、子どもたちの健やかな人間関係づくりや仲間との絆づくりを通して、誰もが安心して学ぶことができる学級・学校づくりを推進していく。

### (2) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう（法第2条）。

### (3) いじめの態様（例）

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

### (4) いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成 29 年 8 月 兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

## 2 学校の取組方針及びその内容

### (1) いじめの防止等の対策のための組織について

- ・いじめ対応チーム

管理職と児童支援・生活指導担当、養護教諭を含む生活指導委員会職員、及び該当学年の担任等で構成する。(人数は固定せず、関わる児童の学年によって増減する) その設置について地域・保護者に広く周知する。

- ・市教育委員会「学校いじめゼロ支援チーム」と連携して情報提供を行い、指導助言を受ける。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

### (2) いじめの未然防止のために

- ・学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- ・定期的な実態調査等により、児童一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。
- ・互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努め、自己肯定感・自己有用感を醸成する。
- ・一人一人が主体的に学ぶ授業づくりを進め、どの児童にも居場所がある教室環境をつくる。
- ・命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。
- ・情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめが重大な人権侵害であり、深刻な影響がある行為であることを理解させる。
- ・教職員の不適切な認識や言動でいじめを助長することがないように、校内研修を進め、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・学校の指導方針等を公表し、いじめの未然防止について保護者や地域に積極的に働きかける。

### (3) いじめの早期発見のために

- ・年3回(6・11・2月)の「ふれあい月間」を活用して、児童が話しやすい教室づくりを行う。  
また、年3回(6・11・2月)の定期的なアンケート調査、面談、教育相談を行う。
- ・相談できる窓口を周知する(学校の窓口、市内外の窓口)。
- ・日頃から児童の生活の様子について目配りし児童理解に努める。
- ・児童の悩みや訴えを日記、生活ノート、個人面談、家庭訪問等を通して把握するよう努める。
- ・「傍観者」・「観衆」となる児童を作らない生活指導や学習指導を行う。
- ・教師集団のいじめ認知能力の向上を図る職員研修を行う。
- ・おかしいことをおかしいと思い、それを表現する児童を育てる。

### (4) いじめに対する措置のために

- ・特定の教職員で抱えまず、迅速かつ適切に組織的に対応する。
- ・被害児童の安全確保を最優先し、その保護者も含め継続的な心身の支援を行う。
- ・いじめた児童には、被害者の気持ちを認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめの事実を正確に伝え、加害者への継続的な指導及び支援を行う。
- ・いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にするとともに適切に指導する。
- ・教職員全員の共通理解を図る。
- ・保護者の協力と共に関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

- ・インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- ・いじめに対する措置を行うに当たっては、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには細心の注意を払う。

## (5) 重大事態への対処のために

### ① 重大事態の定義

- I いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(法第 28 条第 1 項第 1 号)

#### ○想定されるケース

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

- II いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第 28 条第 1 項第 2 号)

#### ○想定されるケース

- ・年間 30 日以上欠席、一定期間の連続した欠席があった場合
- ※上記に限らず、児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

### ② 学校が調査主体になった場合の対応

- ・直ちに市教育委員会（いじめ対応プロジェクトチーム）を通じ市長に報告する。
- ・事実関係確認のための調査を行う。  
客観的な事実関係を速やかに調査する。  
学校側に不都合なことがあっても、事実と向き合う姿勢を持つ。  
事前に調査対象者への説明を実施する。  
個人情報を十分配慮するとともに必要な場合は説明を行う。  
被害児童及び加害児童の保護者とも連絡をとる。  
学校だけで解決が困難な時、関係機関と連携を図る。

## (6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

- ・いじめ克服には地域や家庭との連携が不可欠であるため、あらゆる機会を通じて地域や家庭との連携を促進する。
- ・市教育委員会や丹波警察署、川西こども家庭センター、地域の関係機関との情報交換を密接に行うなど「顔の見える連携」を図っていく。
- ・アンケート調査結果から学校の現状を認識するとともに、保護者に知らせ、今後の情報提供やいじめ防止等について協力を依頼する。
- ・PTAや自治協議会等との連携促進を図るとともに、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## **(7) 資料の保管**

- ・いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- ・回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- ・いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ・保管年限が過ぎた資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づき廃棄する。

### **別添1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ**

### **別添2 重大事態が起こった場合の組織的対応**

### **別添3 いじめ防止年間指導計画**